

区内居宅訪問型保育事業者（事業所） 各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長
渡邊 政基

運営状況の報告について（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和 2 年 3 月 9 日 31 世保認調第 1236 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

正当な理由がないにも関わらず、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号の規定により、罰則が適用される場合があります。また、報告の有無に関しては、区公式ホームページで公開される予定ですのでご承知おきください。

記

1 提出書類

(1) 運営状況報告書（別記第 4 号様式の 2 ①）

様式は、区公式ホームページ（ページ ID : 27748）に掲載しております
のでダウンロードしてご提出ください。

<二次元コード>

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/27748.html>



※様式を更新しています。必ず最新の様式を使用してください。

(2) 添付書類（下記該当がある書類の写しをアップロードしてください）

必要書類	部数
① 有資格者（保育士、看護師、准看護師）の資格が確認できる書類の写し	各 1 部
② ①の資格がない方で、以下の研修修了者は、当該研修の修了証書の写し ・ 居宅訪問型保育研修（基礎研修） ・ （公社）全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修 ・ （公社）全国保育サービス協会の「認定ベビーシッター」の資格取得に関する科目の履修 ・ 子育て支援員研修（地域保育コースに限る） ・ 家庭的保育者等研修（基礎研修） ・ 基準で定めるその他の研修 （都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む）	

③ ①②の対象以外で、その他の研修修了者は、直近の研修の受講状況がわかる書類（受講証の写し等）	各 1 部
④ 事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し（加入している場合のみ）	
⑤ パンフレット、料金表等（作成している場合のみ）	

2 基準日

令和 7 年 1 0 月 1 日

※ 1 0 月 1 日が休業日となる場合は、翌営業日を基準日としてご記入ください。

3 提出期限

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）（電子申請・郵送必着）

4 提出方法

原則、LoGo フォームによる電子申請をご利用ください。

★LoGo フォーム URL : <https://logoform.jp/form/JqMJ/1150343>

<二次元コード>



※電子申請ができない場合は、別記第 4 号様式の 2 を作成した上で添付書類とともに、担当までご郵送ください。封筒の表面に「運営状況報告書在中」とご記載ください。

5 その他

（１）下記の届出事項に変更が生じた場合は、別途、「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第 2 号様式）」により速やかに届け出てください。

- ① 施設の名称・所在地・連絡先
- ② 設置者の氏名・住所・連絡先
- ③ 管理者（施設長）の氏名・住所
- ④ 設備の規模・構造
- ⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

（２）休止中または廃止済みの場合は、「認可外保育施設休止・廃止届出書（別記第 3 号様式）」により速やかに届け出てください。

※（１）（２）について、様式は、区公式ホームページ（ページ番号：1596）に掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1596.html>

<二次元コード>



〒154-8504

世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 認可外保育施設担当（届出）

電話 03（5432）2224